

ロシア連邦  
連邦法

輸出管理について

国家院にて採択 1999年6月22日  
連邦院にて承認 1999年7月2日

(2001年12月30日付連邦法第196-FZ号、2004年6月29日付同第58-FZ号、2005年7月18日付同第90-FZ号、2007年11月29日付同第283-FZ号、2007年12月1日付同第318-FZ号、2009年5月7日付同第89-FZ号、2011年7月1日付同第169-FZ号、2011年7月18日付同第242-FZ号、2011年12月6日付同409-FZ号、2013年12月21日付同第372-FZ号、2014年7月21日付同第259-FZ号、2015年7月13日付同第216-FZ号、2020年12月8日付同第429-FZ号、2021年6月11日付同第170-FZ号、2022年3月26日付同第73-FZ号の文言による)

本連邦法は、輸出管理分野における国家政策の遂行原則、ロシア連邦国家権力機関の活動の法的基盤を定めるものであると同時に、対外経済活動参加者の権利、義務、および責任を定めるものである。

## 第I章 総則

### 第1条 基本概念

本連邦法では以下の基本概念を使用する。

対外経済活動 — 商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の国際交流分野における、対外貿易、投資、および生産協業をはじめとするその他の活動。

輸出管理 — 大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に関する、本連邦法、他の連邦法、およびロシア連邦のその他の法規文書に定めのある対外経済活動遂行手順の実現を確保する施策の総体。

内部輸出管理プログラム — 輸出管理規則の順守を目的としてロシアの対外経済活動参加者が遂行する組織的、管理的、情動的、およびその他の性質を有する施策。（2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による）

大量破壊兵器 — 核兵器、化学兵器、細菌（生物）兵器、および毒素兵器。

運搬手段 — 大量破壊兵器を運搬する能力を有するミサイルおよび無人航空機。

テロ行為の準備および（または）遂行の点で極めて危険である製品 — テロ行為の準備および（または）遂行に使用された場合、人間の生命または健康に対する現実的な脅威、重大な器物損壊、または大量破壊兵器の使用による結果に匹敵する重大な結果をはじめとするその他の深刻な結果をもたらす技術機器または毒性、中毒性、爆発性、放射性を有する物質もしくはその他の物質。前記の製品に分類される可能性があるのは、ロシア連邦の法令に従い流通制限が設けられているか、または特別許可（ライセンス）を必要とする科学技術活動、

生産活動、もしくはその他の経済活動の結果取得される民事上の権利の対象のみである。

管理対象となる商品および技術 — その特徴および特性により、大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発に大きく寄与する可能性のある原料、材料、設備、科学技術情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）、ならびにテロ行為の準備および（または）遂行の点で極めて危険である製品。

ロシアの対外経済活動参加者（ロシアの者） — ロシア連邦の法令に従い創設され、対外経済活動を遂行するか、または商品、情報、知的活動の成果（それに対する権利）のロシア連邦への搬入およびロシア連邦からの搬出を遂行する法人、ならびにロシア連邦の法令に従い個人事業主として登記している自然人をはじめとする、ロシア連邦市民またはロシア連邦における居住許可証を取得している外国市民である自然人。（2011年12月6日付連邦法第409-FZ号の文言による）

外国の者 — 自らが創設された外国国家の法によってその民事上の当事者能力が決定される法人およびその他の組織的・法的形態を持つ事業体、自らがその市民である外国国家の法によってその民事上の当事者能力および民事上の行為能力が決定される自然人、自らが永続的な住居を有する外国国家の法によってその民事上の行為能力が決定される無国籍者。

管理対象となる商品の個々の種類の無認可輸出体制 — 管理対象となるロシア産商品の特定のグループまたは品目のロシア連邦からの搬出に、本連邦法に定めのあるライセンスの取得を必要としない対外経済活動遂行形態。（本段落は2013年12月21日付連邦法第372-FZ号により追加）

（本条は2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

## 第2条 本連邦法の適用範囲

本連邦法は、輸出管理の遂行に際するロシア連邦国家権力機関とロシアの対外経済活動参加者との関係を規制するものである。

本連邦法の効力は、大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に関する対外経済活動に対し、本連邦法に定めのある目的による輸出管理の遂行に関する点においてこれを適用する。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

兵器および軍事技術、ならびに軍用品である情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に対する輸出管理は、軍事技術協力分野におけるロシア連邦の法令に従いこれを遂行する。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

## 第3条 輸出管理分野におけるロシア連邦の法令

輸出管理分野におけるロシア連邦の法令は、ロシア連邦憲法にその基礎を置き、本連邦法、他の連邦法、およびこれらに従い採択されるロシア連邦のその他の法規文書で構成されるものである。

輸出管理の確保に係る問題は、ロシア連邦の独占的管轄下にある。

## 第4条 輸出管理の目的

輸出管理の主な目的は以下のとおりである。

ロシア連邦の利益の保護。

大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散分野、ならびに軍用品およびデュアルユース製品の輸出に対する監督分野におけるロシア連邦の国際条約の要件の履行。

ロシア連邦経済を世界経済に統合するための諸条件の構築。

国際テロリズムへの抵抗。(本段落は2007年11月29日付連邦法第283-FZ号により追加)

## 第5条 輸出管理分野における国家政策の原則

1. ロシア連邦は、ロシア連邦の内外政策の一構成要素であり、国家の安全保障および政策的、経済的、軍事的利益の確保を目的としてのみ遂行されるものである輸出管理分野における国家政策を実施する。

2. 輸出管理分野における国家政策は、以下の主な原則に従って形作られる。

大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散分野、ならびに軍用品およびデュアルユース製品の輸出に対する監督分野におけるロシア連邦の国際的義務の履行の誠実性。

ロシア連邦の国際条約の規定に基づき採択された政府間機関の決定の、ロシア連邦における、ロシア連邦憲法に矛盾しないその解釈における履行(当該の矛盾の立証は、連邦憲法に定めのある方法に則った場合に可能となる)。(本段落は2020年12月8日付連邦法第429-FZ号により追加)

輸出管理問題に関する情報の合法性、公開性、易入手性。

国家安全保障上の利益の優先性。

輸出管理の目的の達成に必要な範囲のみにおける、輸出管理の遂行。

段落。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により失効)

輸出管理の手順および規則の、一般的に認められている国際的な規範および慣行への調和。

人間および市民の権利と自由の制限を招くものではなく、また、ロシア連邦の憲法秩序の基盤に矛盾しない場合における、国際的な安全保障と安定性、大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散防止を目的とした、輸出管理分野における国際機関および外国国家との相互協力。(2020年12月8日付連邦法第429-FZ号の文言による)

## 第6条 管理対象となる商品および技術の一覧表(リスト)

管理対象となる商品および技術の一覧表(リスト)は、ロシア連邦政府決定をもってこれを承認する。管理対象となる商品および技術の一覧表(リスト)の承認に関するロシア連邦政府決定は、その公布日より90日以上が経過した後に効力を発する。(2022年3月26日付連邦法第73-FZ号の文言による)

管理対象となる商品および技術の一覧表(リスト)は、連邦執行権力機関が、ロシア連邦議会、産業組織、学術組織、これらの協会および同盟の代表者らを招いたうえでこれを策定する。

## 第7条 輸出管理の遂行方法

ロシア連邦における輸出管理は対外経済活動に対する法的規制方法をもって遂行するものとし、これには以下を含むものとする。

管理対象となる商品および技術の識別、すなわち対外経済取引の対象である個々の商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果の、本連邦法第6条に記載のある一覧表(リスト)に含まれている商品および技術への適合の確認、ならびに当該の商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果に対して効力を有している、本連邦法、他の連邦法、およびこれらに従い採択されるその他の法規文書に定めのある対外経済活動の禁止および制限の特定。(2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

管理対象となる商品および技術の対外経済取引の遂行に係る、ライセンス交付または異なる国家規制形態を盛り込んだ許可手続き。

ロシア連邦に搬入される、およびロシア連邦から搬出される管理対象となる商品および技術に対する通関手続きにあたっての、ユーラシア経済同盟の法、ならびに税関規制に関するロシア連邦の法令に従った税関検査。

(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2022年3月26日付連邦法第73-FZ号の文言による)

段落 (2005年7月18日付連邦法第90-FZ号により失効)

ロシアの対外経済活動参加者による、輸出管理分野におけるロシア連邦の法令の順守に対する国家監督の遂行。(2021年6月11日付連邦法第170-FZ号の文言による)

## 第II章 輸出管理の法的組織基盤

### 第8条 輸出管理分野におけるロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の権限

ロシア連邦大統領は、

輸出管理分野における国家政策の主な方向性を決定する。

輸出管理分野におけるロシア連邦国家権力機関の調整の取れた機能および相互協力を確保する。

段落 (2022年3月26日付連邦法第73-FZ号により失効)

管理対象となる商品の個々の種類の外国国家への無認可輸出体制の制定、ならびに同制度の効力の廃止または停止に関する決定を採択する。(本段落は2013年12月21日付連邦法第372-FZ号により追加)

ロシア連邦の法令に従い、輸出管理分野におけるその他の権限を行使する。(本段落は2022年3月26日付連邦法第73-FZ号により追加)

ロシア連邦政府は、

国際的な輸出管理体制に対するものも含め、輸出管理分野における国家政策の実現を組織する。

管理対象となる商品および技術の一覧表(リスト)を承認する。(本段落は2022年3月26日付連邦法第73-FZ号により追加)

本連邦法、他の連邦法、およびロシア連邦大統領令を根拠とし、およびこれらの実現を目的として、大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および(または)遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果(それに対する権利)に関する対外経済活動遂行手順を決定する。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号、2011年7月18日付連邦法第242-FZ号、2021年6月11日付連邦法第170-FZ号の文言による)

輸出管理分野におけるロシア連邦の国際条約の交渉および署名の実施に関する決定を、自らの権限の範囲内において採択する。

ロシア連邦の法令に従い、輸出管理分野におけるその他の権限を行使する。(2022年3月26日付連邦法第73-FZ号の文言による)

### 第9条 官庁間輸出管理調整機関

国際的な輸出管理体制に対するものも含め、輸出管理分野における国家政策の実現の確保、ならびに連邦執行権力機関の活動の調整、ロシア連邦における輸出管理業務の組織的・方法論的指導を目的として、官庁間輸出管理調整機関を設置する。

官庁間輸出管理調整機関規定およびその人員構成は、ロシア連邦大統領がこれを承認する。官庁間輸出管理調整機関の構成員には、国営ハイテク工業製品開発・生産輸出促進企業「Rostex」、国営宇宙事業企業「Roscosmos」の職員を含むものとする。(2007年12月1日付連邦法第318-FZ号、2009年5月7日付連邦法第89-FZ号、2014年7月21日付連邦法第259-FZ号、2015年7月13日付連邦法第216-FZ号の文言による)

官庁間輸出管理調整機関の会合には、ロシア連邦議会の代表者が参加することが可能である。

#### **第10条 輸出管理分野における連邦執行権力機関、国営原子力企業「Rosatom」、および国営宇宙事業企業「Roscosmos」の権限**

(表題は2007年12月1日付連邦法第318-FZ号、2015年7月13日付連邦法第216-FZ号の文言による)

連邦執行権力機関、国営原子力企業「Rosatom」、および国営宇宙事業企業「Roscosmos」は、ロシア連邦の法令により自らに委ねられた権限に従い、本連邦法、ロシア連邦大統領令および大統領命令、ロシア連邦政府決定およびロシア連邦政府命令、輸出管理分野におけるロシア連邦の国際的義務の履行を確保する。(2007年12月1日付連邦法第318-FZ号、2015年7月13日付連邦法第216-FZ号の文言による)

#### **第11条 輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関**

輸出管理は、特別に権限を付与された連邦執行権力機関がこれを遂行する。

輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関は、他の連邦執行権力機関との協力のもとに、輸出管理の目的、手続き、および規則に関する情報の、ロシアの対外経済活動参加者に対する提供に係る業務を組織する。

ロシア連邦の対外諜報機関、国家安全保障機関、およびその他の国家権力機関は、自らの権限の範囲内において、本連邦法に定めのある目的の実現にあたり、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関に対し支援を提供する。(本項は2007年11月29日付連邦法第283-FZ号により追加)

(本条は2004年6月29日付連邦法第58-FZ号の文言による)

#### **第12条 輸出管理分野における連邦執行権力機関の法規文書**

本連邦法、他の連邦法、ロシア連邦大統領令およびロシア連邦政府決定を根拠とし、およびこれらの実現を目的として、連邦執行権力機関は自らの権限の範囲内において、輸出管理分野における法規文書を公布することができる。

連邦執行権力機関が公布する法規文書は、ロシア連邦の法令に定めのある方法に則った国家登録の対象となる。

#### **第13条 情報へのアクセス権**

連邦立法権力機関、ならびに輸出管理分野における権限を行使する連邦執行権力機関は、輸出管理を目的として必要となる書類および情報を照会し、取得する権利を有する。

#### **第14条 輸出管理を目的とした情報の提供に係る対外経済活動参加者の義務**

ロシアの対外経済活動参加者は、輸出管理分野における連邦執行権力機関の要請に基づき、前記の機関が本連邦法および輸出管理分野におけるロシア連邦のその他の法規文書に定めのある課題および機能の遂行を目的として必要とする書類、書面および口頭による説明、その他の情報を提供する義務を負う。

ロシアの対外経済活動参加者は、輸出管理を目的として、輸出管理分野における権限を行使する連邦執行権力機関に提供した情報の信頼性に対する責任を負う。

### **第15条 提供を受けた情報に対する連邦執行権力機関の義務**

本連邦法および輸出管理分野におけるロシア連邦のその他の法規文書に従い対外経済活動参加者が輸出管理分野における権限を行使する連邦執行権力機関に提供した情報は、輸出管理を目的とする場合にのみこれを使用する。

国家機密、商業機密、および法によって保護されているその他の機密を構成する情報は、開示したり、前記の機関の職員が個人目的で使用したり、第三者に譲渡したりしてはならないが、ただし、ロシア連邦の法令に定めのある場合はこの限りではない。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

### **第16条 内部輸出管理プログラム**

(表題は2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および(または)遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果(それに対する権利)に関する、本連邦法、他の連邦法、およびロシア連邦のその他の法規文書に定めのある対外経済活動遂行手順の履行の確保、ならびに前記の分野における法律違反の防止を目的として、連邦執行権力機関はロシアの対外経済活動参加者に対し、内部輸出管理プログラムの策定における支援、および必要な情報・方法論的支援を提供する。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号、2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

内部輸出管理プログラムの策定は、ロシア連邦の防衛能力および安全保障の維持の分野における連邦国家の需要の充足を目的とした学術活動および(または)生産活動を遂行し、管理対象となる商品および技術の対外経済取引により体系的に収入を得ている事業者にとって義務となるものである。(2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関は、ロシア連邦の法令に従い、内部輸出管理プログラムを策定したロシアの対外経済活動参加者の国家認定を組織化し、当該の参加者に対し国家認定証明書を交付する。(2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

内部輸出管理プログラムを策定したロシアの対外経済活動参加者の国家認定手順は、ロシア連邦政府がこれを決定する。(2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

### **第17条 ロシアの対外経済活動参加者による輸出管理分野におけるロシア連邦の法令の順守に対する国家監督**

(表題は2021年6月11日付連邦法第170-FZ号の文言による)

1. ロシアの対外経済活動参加者による輸出管理分野におけるロシア連邦の法令の順守に対する国家監督は、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関(以下、「国家監督機関」)が、ロシア連邦政府が定める方法に則りこれを遂行する。(2021年6月11日付連邦法第170-FZ号の文言による)
2. ロシアの対外経済活動参加者による輸出管理分野におけるロシア連邦の法令の順守に対する国家監督の遂行、ロシアの対外経済活動参加者の検査の組織化および実施に関係する諸関係に対しては、本条第3項～第7項に定めのある特徴を考慮したうえで、2008年12月26日付連邦法第294-FZ号「国家監督(監査)および地方自治体による監督の遂行時における法人および個人事業主の権利の保護について」の規定を適用する。(2021年6月

11日付連邦法第170-FZ号の文言による)

3. 計画検査の対象は、本連邦法、他の連邦法、およびこれらに従い採択されるロシア連邦のその他の法規文書に定めのある要件、ならびに本連邦法第19条および第20条に定めのあるライセンスおよび許可に係る条件および要件（以下、「義務的要件」）の、ロシアの対外経済活動参加者による順守である。

計画検査は、大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引が遂行された3年間につき1度以上実施する。

4. 計画外検査の実施根拠は以下のとおりである。

1) 確認された義務的要件違反の是正について国家監督機関が交付した命令書の、ロシアの対外経済活動参加者による履行期限の経過。

2) 国家監督機関による以下の受領。

本連邦法第19条および第20条に定めのあるライセンスまたは許可の提供に関する、法人、個人事業主からの申請。

個人事業主を含む市民、法人からの申し出および申請、国家権力機関（国家監査機関の職員）、地方自治機関、マスメディアからの情報、ならびにその他の情報源から取得した情報であって、本連邦法第19条および第20条に定めのあるライセンスまたは許可の条件および要件をはじめとする義務的要件への違反の兆候を示す情報であって、当該の違反が国家安全保障への脅威をもたらすか、もしくは大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散分野ならびに輸出管理分野における国際的義務の不履行の結果、国家の政治的利益に損害をもたらすものである場合。

3) ロシア連邦大統領またはロシア連邦政府の委任に従い、または検察機関に寄せられた資料および申し出に関する法律の履行に対する監査の一環としての計画外検査の実施に関する検察官の要請を根拠として交付された計画外検査の実施に関する国家監督機関責任者（副責任者）の命令書（指令書）の存在。

5. 本条第4項第2号第3段落に記載のある根拠に基づく計画外実地検査は、2008年12月26日付連邦法第294-FZ号「国家監督（監査）および地方自治体による監督の遂行時における法人および個人事業主の権利の保護について」第10条第12項に定めのある方法に則り検察機関に通知したうえで、国家監督機関が直ちに実施することができる。当該の検査の実施について、ロシアの対外経済活動参加者に事前に通知することは認められない。

6. 検査実施期間は、検査開始日より3営業日を超えないこととする。ただし、検査を実施する国家監督機関の職員による正当な根拠を有する提案に基づく複雑かつ（または）長期に及ぶ調査、試験、特殊な鑑定および審理を実施する必要性を伴う例外的な場合には、当該機関の責任者が検査実施期間を延長することができるが、ただし、20営業日を超えないこととする。

7. 検査の実施にあたり、国家監督機関の職員はロシア連邦の法令に定めのある方法に則り以下の権利を有する。

1) ロシアの対外経済活動参加者からの正当な根拠を有する書面による照会に基づき、検査対象となる対外経済活動に関連し、かつ検査の実施過程で必要となる情報および書類を照会し、取得する。

2) 職務証明書および国家監督機関の責任者（副責任者）による検査選定に関する命令書（指令書）の写しを提示したうえで、ロシアの対外経済活動参加者の建造物および屋内に自由に立ち入り、また大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に対し、ロシア連邦の法令に定めのある方法に則った前記の商品のサンプリングの実施を含め、必要な調査、試験、鑑定、およびその

他の監督措置を実施する。

3) ロシアの対外経済活動参加者に対し、確認された義務的要件違反の是正に関する命令書を交付する。

4) 義務的要件違反に関連する行政違反に関する調書を作成し、当該の違反を防止するための措置を講じる。

5) 犯罪の兆候に基づく刑事事件の提訴に関する問題の解決を目的として、管轄機関に対し、義務的要件違反に関連する資料を送付する。

8. ロシアの対外経済活動参加者の検査実施時における国家監督機関の職員の行動は、検査対象となる業務を行う者に不当な損害を及ぼすものであってはならない。当該の検査の過程で取得した情報はアクセス制限情報であり、本連邦法第15条の効力の適用対象である。

(本条は2011年7月18日付連邦法第242-FZ号の文言による)

### **第III章 大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に対する対外経済活動の規制**

(表題は2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

#### **第18条 管理対象となる商品および技術の対外経済取引に対する要件**

管理対象となる商品および技術の外国の者への譲渡を前提とした対外経済取引は、前記の商品および技術が大量破壊兵器およびその運搬手段の開発目的に使用されないことを示す外国の者の書面による誓約書の存在を条件として遂行しなければならない。

ロシア連邦政府は、管理対象となる商品および技術の対外経済取引が遂行されるべき条件に対して、取引によって取得した商品および技術を、採択された誓約書に従って外国の者が使用しているかどうか検査する権利を含め、追加要件を定める権利を有する。

#### **第19条 管理対象となる商品および技術の対外経済取引のライセンス交付**

1. 国家安全保障の確保またはロシア連邦の国際的義務の履行に必要な場合における、管理対象となる商品および技術（それに対する権利を含む）の外国の者への譲渡を前提とする対外経済取引、管理対象となる商品および技術の個々の種類のロシア連邦への搬入は、ライセンス交付の対象となる。ロシア連邦への搬入がライセンス交付の対象となる、管理対象となる商品および技術の品目は、本連邦法第6条に記載のある一覧表（リスト）に基づき、ロシア連邦政府がこれを決定する。

2. 管理対象となる商品および技術の対外経済取引の遂行に係るライセンスは、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関がこれを公布する。

3. 自国の内外政策において大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散分野における一般的に認められている原則および国際法の規範を堅持している外国国家への、管理対象となる商品および技術の個々の種類の輸出に対しては、一般包括ライセンス、すなわち商品の名称および数量、または技術の名称および外国国家に譲渡される権利の範囲が明記されたライセンスであって、当該の商品または技術の取得者となる具体的な外国の者を特定しないライセンスが交付される場合がある。

4. 輸出に対して一般包括ライセンスの交付が許可されている、外国国家および管理対象となる商品および技術の種類のリストは、ロシア連邦政府がこれを決定する。

5. 一般包括ライセンスの交付を受けることができるのは、内部輸出管理プログラムを策定し、本連邦法第16条に定めのある国家認定証明書を所定の方法に則り取得したロシアの対外経済活動参加者のみである。
6. 管理対象となる商品および技術のロシア連邦からの一時的搬出であって、当該の商品および技術（それに対する権利を含む）の外国の者への譲渡を行わない搬出、特に、展示会でのデモンストレーションまたは自己の需要のために使用する目的におけるものは、当該の商品および技術がそのロシア連邦からの一時的搬出を遂行するロシアの対外経済活動参加者の直接的な管理下に留まり、かつ、所定の期限内にロシア連邦へと返還されるのであれば、ライセンスを取得せずに遂行することが可能となる。管理対象となる商品および技術のロシア連邦からの一時的搬出に関する決定は、ロシア連邦政府が定める方法に則り官庁間輸出管理調整機関がこれを採択する。
7. 自国の内外政策において大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散分野における一般的に認められている原則および国際法の規範を堅持しており、国際的な輸出管理体制の要件を順守し、かつ（または）ロシア連邦との協力のもとに地域統合に参画している外国国家に対しては、ロシア連邦の安全保障上の利益および国際的義務に矛盾しない限りにおいて、管理対象となる商品の個々の種類の無認可輸出体制が定められる場合がある。
8. 無認可輸出体制が定められる外国国家および管理対象となる商品のリストは、ロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領令をもってこれを承認する。
9. 外国国家または複数の外国国家に対する管理対象となる商品の個々の種類の無認可輸出体制の効力は、ロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領令により廃止または停止される場合がある。
10. 管理対象となる商品の個々の種類の無認可輸出体制を遂行する権利を有しているのは、当該の輸出の遂行が許可されたロシアの対外経済活動参加者登録簿に含まれているロシアの法人のみとする。前記の登録簿へのロシア法人の追加および同登録簿からの削除をはじめとする前記の登録簿の作成および備え付けは、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力が、同連邦機関が定める方法に則りこれを遂行する。
11. 管理対象となる商品の個々の種類の無認可輸出体制を遂行する許可を受けたロシアの対外経済活動参加者登録簿へのロシアの法人の追加条件は、以下のとおりである。
  - 1) 輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力に前記の登録簿への追加を願い出た日に先立つ3年以上における、本連邦法第6条および第20条に従い輸出管理が適用される商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の遂行実績の存在。（2022年3月26日付連邦法第73-FZ号の文言による）
  - 2) 本項第1号に記載のある期間における、輸出管理分野におけるロシア連邦の法令に対するロシアの法人による違反の欠如。
  - 3) ロシアの法人の責任者、およびロシアの法人において対外経済活動の遂行に係る管理機能を遂行するその他の職員における、故意の犯罪遂行に係る前科の欠如。
  - 4) 輸出管理分野における専門家の資格証明書を有する従業員または複数の従業員の存在。
12. ロシアの対外経済活動参加者登録簿からロシアの法人を削除する根拠は以下のとおりである。
  - 1) 本条に定めのある、登録簿への追加条件の不履行。
  - 2) ロシアの法人、ロシアの法人の責任者、またはロシアの法人において対外経済活動の遂行に係る管理機能を遂行するその他の職員に対する、輸出管理分野におけるロシア連邦の法令違反に係る行政責任の追及、または前記の責任者またはその他の職員に対する、故意の犯罪遂行に係る刑事責任の追及。
13. 管理対象となる商品の個々の種類の無認可輸出体制が適用された場合における当該の商品に対する対外経

済活動遂行規定は、ロシア連邦政府がこれを定めるものとする。

(本条は2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

## 第20条 包括的管理

1. ロシアの者は、商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）について、当該の者が、当該の商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果が外国国家もしくは外国の者によって、大量破壊兵器、その運搬手段の開発を目的として、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用されることを確実に把握している場合には、これらの対外経済取引の遂行を締結し、遂行すること、または他の任意の方法によってこれに参加することを禁止される。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

2. ロシアの対外経済活動参加者は、本連邦法第6条に記載のある一覧表(リスト)の効力の影響下でない商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の遂行について、当該の商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）が大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発に使用される恐れがあるか、もしくはテロ行為の準備および（または）遂行への関与に関する情報がロシア連邦の法令に従い得られている者の利益のためにこれが取得されると考える根拠をロシアの対外経済活動参加者が有している場合、または、ロシアの対外経済活動参加者が輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関からこの旨の書面による情報を得ている場合には、ロシア連邦政府が定める方法に則り、官庁間輸出管理調整機関の許可を取得する義務を負う。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

## 第21条 対外経済取引の国家鑑定

本連邦法第6条および第20条に従い輸出管理が適用される商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引は、国家鑑定の対象となる。国家鑑定は、ロシア連邦の国際的義務、国益および生態学的安全要件に対するその適合性の判断を目的として連邦執行権力機関が行うものとし、対外経済取引に関係する書類および情報の分析をその本質とする。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

国家鑑定の結果は、本連邦法第19条および第20条に定めのあるライセンスまたは許可の交付もしくは交付拒否の根拠となる。

国家鑑定実施の手順および条件は、ロシア連邦政府が定めるものとする。

## 第22条 ライセンスまたは許可の交付、作成、効力停止手順、およびライセンスまたは許可の取り消し手順に対する一般要件

1. 本連邦法第19条および第20条に定めのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の遂行に係るライセンスまたは許可（以下、「ライセンスまたは許可」）は、前記の取引を遂行するロシアの者の書面による申請に基づき、しかるべき国家機関がこれを交付する。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

申請書には、商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果に関する正確な情報を含む書類を、これに商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の搬出先または譲渡先となる外国国家を明記したうえで添付しなければならない。(2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による)

商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の種類およびこれらの対外経済取引の仕

様によっては、連邦法およびロシア連邦のその他の法規文書によって追加書類の提出が定められる場合、ならびにその作成に対する要件が定められる場合がある。当該の書類（それに含まれる情報）が国家機関、地方自治機関、または国家機関または地方自治機関の下部組織の手元に存在する場合には、当該の書類の提出を申請者に要請することは認められないが、ただし、当該の書類が2010年7月27日付連邦法第210-FZ号「国家および地方自治体のサービス提供の組織化について」に定めのある書類リストに含まれている場合はこの限りではない。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号、2011年7月1日付連邦法第169-FZ号の文言による）

2. ライセンスまたは許可の交付もしくは交付拒否に関する決定は、本連邦法第19条および第20条にそれぞれ記載のある国家機関が、本条第1項に記載のある申請書および書類を受領した日より5営業日以内にこれを採択する。

ロシア連邦の法規文書によって、ライセンスまたは許可の交付もしくは交付拒否に関する決定について、より短い採択期日が定められる場合がある。

ライセンスまたは許可の交付もしくは交付拒否に関する決定を採択した国家機関は、当該の決定を採択した後3営業日以内に、申請者に対しこの旨を通知する義務を負う。

ライセンスまたは許可の交付拒否に関する通知は、拒否の根拠を明記したうえで、書面をもって申請者に送付する（手渡す）。

3. ライセンスまたは許可の交付拒否の根拠は以下のとおりである。

申請者が提出した書類の中における、信頼性を欠く、歪曲された、または不完全な情報の存在。

本連邦法第21条に従い実施された国家鑑定の否定的結論。

ロシア連邦の利益に損害をもたらすか、もしくは損害をもたらす脅威を発生させる条件における、商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の遂行。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

輸出管理に関するロシア連邦の法令に定めのあるその他の根拠。

4. ライセンスまたは許可の交付（停止）、作成、有効期間の延長、もしくはライセンスまたは許可の再交付に対しては、税および賦課金に関するロシア連邦の法令に従い国家手数料を納めるものとする。（2011年7月18日付連邦法第242-FZ号の文言による）

5. ライセンスまたは許可は、対外経済取引の遂行に係る追加要件、ならびに当該の取引の対象となる商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果に対する要件を定めることができる。

ライセンスまたは許可は、その法的保有者が、当該のライセンスまたは許可の交付対象となった商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に係る当該の対外経済取引のみの遂行を目的とした場合に使用することができる。（2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による）

6. 以下の場合、ライセンスまたは許可は当該の書類を交付した国家機関によって事前の通知なしに取り消されるか、またはその効力が停止される場合がある。

ライセンスまたは許可の交付者による当該の申請の提出。

ライセンスまたは許可の交付を受けた法人の清算。

ライセンスまたは許可の保有者による、当該のライセンスまたは許可の要件もしくは条件に対する違反。

ライセンスまたは許可の保有者による、ロシア連邦の法令に対する違反。

ライセンスまたは許可の交付決定の違法性。

輸出管理分野におけるロシア連邦の法令に定めのあるその他の根拠の発生。

ライセンスまたは許可の効力の停止に関する決定、もしくはライセンスまたは許可の取り消しに関する決定は、当該の書類を交付した国家機関が、当該の決定の採択日より3営業日以内にライセンスまたは許可の保有者にこれを通知する。

7. ロシア連邦政府は、自らの権限の範囲内において、ライセンスまたは許可の交付、作成、効力停止手順およびライセンスまたは許可の取り消し手順について、本連邦法に矛盾しない範囲における追加要件、ならびにライセンスまたは許可の交付、作成、これらの効力の停止またはこれらの取消に係る条件を制定する権利を有する。

### 第23条 対外経済取引の記録

1. ロシアの対外経済活動参加者は、輸出管理を目的として、大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引を記録する義務を負う。

2. 対外経済取引が輸出管理目的における記録の対象となる商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の種類（グループ）は、ロシア連邦政府がこれを決定する。（2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による）

3. 輸出管理目的における対外経済取引の記録は、管理対象となる商品および技術の識別に必要な、対外経済取引の対象となる商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の特徴（特性）、当該の取引に参加する外国の者、ならびに当該の取引の遂行により利益を受ける者（当該の情報が存在する場合）に関する情報を文書化することをその本質とする。（2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による）

4. 輸出管理目的における対外経済取引の記録を遂行する根拠となる情報を含む書類は、ロシア連邦の法令により長い保管期間の定めがない限り、3年間保管しなければならない。

5. 輸出管理目的における対外経済取引の記録の手順および様式は、ロシア連邦政府が定めるものとする。

（本条は2011年7月18日付連邦法第242-FZ号の文言による）

### 第24条 管理対象となる商品および技術の識別

1. 管理対象となる商品および技術の識別、ならびに管理対象となる商品および技術の対外経済取引の遂行に係るライセンスの取得、またはロシア連邦からのこれらの無認可搬出に係る許可の取得に係る必要な行動の遂行は、ロシアの対外経済活動参加者の義務である。

2. ロシアの対外経済活動参加者は、管理対象となる商品および技術の識別の実施を、ロシア連邦政府が定める方法に則り管理対象となる商品および技術の識別に係る業務の遂行に係る特別許可を取得した事業者（以下、「専門事業者」）に委任する権利を有する。

3. 管理対象となる商品および技術の識別の結果は、識別報告書に記載する。識別報告書とは、同報告書が所定の様式をもってしかるべき方法で作成されたことが以下をもって証明された場合に、輸出管理を目的として、対外経済取引の対象となる商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果のステータスを決定する書類となる。

1) 識別報告書がロシアの対外経済活動参加者によって作成される場合における、ロシアの法人または法律によって当該の法人を代表する権限を付与されたその他の者、または当該の法人または個人事業主の従業員である、輸出管理分野における専門家の署名をもって、かつ、しかるべき印章（これが存在する場合）による証明を受けたもの。

- 2) 識別報告書が専門事業者によって作成される場合における、専門事業者の責任者または専門事業者の権限を有するその他の職員の署名をもって、かつ、その印章により証明を受けたもの。
4. 本連邦法第24条の1第6項第1号～第5号に定めのある根拠により資格認定証を取り消された輸出管理分野における専門家の署名による証明を受けた識別報告書は、当該の取消に関する決定が採択された日より法的効力を失うものとする。
5. 予算学術機関、自律学術機関、予算機関である高等教育機関、内部輸出管理プログラムを策定し本連邦法第16条に定めのある国家認定証明書を取得した自律機関は、当該の学術機関または教育機関が創設者である経済団体および経済パートナーによる対外経済活動の遂行に伴う管理対象となる商品および技術の識別を実施する権利を有するが、ただし、前記の対外経済活動の対象が、当該の学術機関または教育機関が排他的権利を所有する知的活動の成果を使用して開発された商品、情報、役務、サービスである場合に限る。
6. 管理対象となる商品および技術の識別実施手順、識別報告書の様式、およびその記入規則は、ロシア連邦政府が定めるものとする。

(本条は2013年12月21日付連邦法第372-FZ号の文言による)

#### **第24条の1 輸出管理分野における専門家**

1. 輸出管理分野における専門家には自然人になることができるが、その者が以下の要件に適合していることを条件とする。
  - 1) ロシア連邦市民であり、外国国家の市民権を有していない。
  - 2) 高等教育を有している。
  - 3) 管理対象となる商品および技術の識別に必要な専門的な知識とスキルを有している。
  - 4) 故意による犯罪について取り消されていないか、もしくは抹消されていない前科を有していない。
2. 本条第1項に記載のある要件への自然人の適合性を証明する書類となるのは、輸出管理分野における資格証明書である。前記の資格証明書を有する輸出管理分野における専門家は、当該の専門家が勤務するロシアの対外経済活動参加者から、本連邦法第24条に記載のある識別報告書を自らの署名をもって証明する権限を付与される場合がある。輸出管理分野における専門家としての活動は、他の労働義務の履行と兼務して構わない。
3. 輸出管理分野における専門家の資格証明書は、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関が、当該の資格証明書の取得を申請した者が資格認定試験に合格していることを条件としてこれを交付する。資格認定試験は、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関が設置する資格認定委員会が実施する。ただし、本条第1項に定めのある要件に適合している者は、試験受験のための特別な養成を経ているか否かに関わらず、資格認定試験を受験することが許可される。輸出管理分野における資格証明書の有効期限に制限は設けない。
4. 輸出管理分野における専門家の資格証明書の交付手順およびその様式、資格認定試験のプログラムおよびその実施手順、資格認定試験の受験に必要な書類のリストは、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関がこれを承認する。当該の資格証明書の交付に関する情報は、情報通信ネットワーク「インターネット」(以下、ネットワーク「インターネット」) 上にある輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関の公式サイトに掲載する。
5. 輸出管理分野における専門家は、輸出管理分野における専門家の資格証明書を取得した年の翌年から3年ごとに、教育活動を遂行する権利に係るライセンスを保有する高等教育機関または追加専門教育機関において、

輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関のニーズを考慮した上で前記の機関が策定した追加専門教育プログラムに基づく研修を受ける義務を負う。標準的追加専門教育プログラムは、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関が承認する。

6. 以下の場合、輸出管理分野における専門家の資格証明書は取り消しとなる。

1) 偽造書類または明らかに虚偽と分かる情報を用いて、輸出管理分野における専門家の資格証明書を取得した事実が確認された。

2) 裁判所が明らかに虚偽であると認めた識別報告書に、輸出管理分野における専門家が署名した。

3) 輸出管理分野における専門家または当該の専門家の雇用主であるロシアの対外経済活動参加者が、ロシア連邦行政違反法典第14.20条、第16.1条、第16.2条、第16.3条または第16.7条に定めのある行政違反の遂行に係る行政責任を1年以内に再度問われ、前記の法律違反が、輸出管理分野における専門家による自らの義務の不履行もしくは不適切な履行の結果であった。

4) 輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関に、故意の犯罪を理由として輸出管理分野における専門家を処罰することを盛り込んだ裁判所決定が法的効力を発したとする情報が寄せられた。

5) 輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関に、過失による犯罪を理由として輸出管理分野における専門家としての活動に従事する権利を一定期間剥奪する形での処罰を盛り込んだ裁判所決定が法的効力を発したとする情報が寄せられた。

6) 輸出管理分野における専門家がロシア連邦市民権を放棄したか、または当該の者が外国国家の市民権を取得した。

7) 輸出管理分野における専門家が、本条第5項に定めのある追加専門教育プログラムによる研修受講要件に違反した。ただし、正当な理由による前記要件の不履行はこの限りではない。

8) 輸出管理分野における専門家が、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関に、自身が交付を受けた輸出管理分野における専門家の資格証明書の取り消しに係る申請書を提出した。

7. 輸出管理分野における専門家の資格証明書の取り消しに係る決定は、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関が、当該の機関が定める方法および期日をもって採択する。輸出管理分野における専門家の資格証明書の取り消しに係る決定には、当該の決定を採択する根拠となった事情を明記しなければならない。輸出管理分野における専門家の資格証明書の取り消しに係る決定の写しは、当該の決定の交付後1営業日以内に、当該の決定が下された者、および当該の者が勤務するロシアの対外経済活動参加者、ならびに税関業務分野における権限を付与されている連邦執行権力機関に送付する。

8. 輸出管理分野における専門家の資格証明書の取り消しに係る情報は、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関が、輸出管理分野における専門家の資格証明書の取り消しに係る決定が採択された日より2営業日以内に、ネットワーク「インターネット」上にある自らの公式サイトに掲載する。

9. 輸出管理分野における専門家の資格証明書が取り消された者は、ロシア連邦の法令に定めのある方法に則り、当該の資格証明書の取り消しに係る決定に対し異議を申し立てる権利を有する。

10. 輸出管理分野における専門家の資格証明書が取り消された者は、当該の資格証明書の取得を再度申請する権利を有する。

1) 資格証明書の取り消しに係る決定が採択された日より1年が経過した場合であって、ただし、当該の証明書が本条第6項第7号に定めのある根拠に基づいて取り消されていた場合。

2) 法的効力を発した裁判所決定により科されていた、過失による犯罪を理由として輸出管理分野における専門

家としての活動に従事する権利の剥奪を盛り込んだ処罰の期間が満了した場合であって、ただし、当該の証明書が本条第6項第5号に定めのある根拠に基づいて取り消されていた場合。

3) 本条第6項第6号に定めのある根拠に基づいて当該の資格証明書を取り消す根拠となっていた事情が是正された後。

4) 本条第6項第8号に定めのある根拠に基づいて当該の資格証明書が取り消された場合には、何らかの期限の制限は設けない。

11. 本条第6項第1号～第4号に定めのある根拠に基づいて当該の資格証明書が取り消された輸出管理分野における専門家の資格証明書の再交付は認められない。

(本条は2013年12月21日付連邦法第372-FZ号により追加)

## **第25条 大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に関する対外経済活動の禁止および制限**

国益の保護およびロシア連邦の国際的義務の履行を目的として、大量破壊兵器、その運搬手段、その他の種類の兵器および軍事技術の開発、またはテロ行為の準備および（または）遂行に使用される恐れのある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）に関する対外経済活動の禁止および制限（以下、「対外経済活動の禁止および制限」）が定められる場合がある。

国防および国家安全保障の確保を目的とする場合、対外経済活動の禁止および制限は、ロシア連邦大統領令およびロシア連邦大統領命令をもって定めるものとする。

強制措置の発動、変更、停止または解除を盛り込んだ国連安全保障理事会決議のロシア連邦による履行の確保を目的とする場合、対外経済活動の禁止および制限は、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」が定める方法に則り適用するものとする。

輸出管理分野におけるロシア連邦の国際的義務の履行を目的とする場合、対外経済活動の禁止および制限は、ロシア連邦政府決定をもって定めるものとする。

(本条は2022年3月26日付連邦法第73-FZ号の文言による)

## **第IV章 輸出管理問題に関する情報の、関係者への提供**

### **第26条 採択された決定、作為（不作為）の理由に関する情報の取得**

連邦執行権力機関によって輸出管理問題に関する決定が採択されたロシアの対外経済活動参加者、ならびにロシア連邦の法令に定めのある期限内に当該の決定が採択されなかったロシアの対外経済活動参加者は、当該の決定が採択された日またはその採択期限が経過したより2カ月以内に、当該の機関に対し、決定の採択もしくは決定の不採択の理由および根拠を照会する権利を有する。

照会は、連邦執行権力機関が1カ月以内に審査しなければならない。

照会が書面によって提出された場合には、回答も書面をもって提示しなければならない。

### **第27条 輸出管理分野における法規文書の公布**

輸出管理分野におけるロシア連邦の法規文書、ならびに輸出管理分野において連邦執行権力機関が公布する法規文書は、ロシア連邦の法令に定めのある方法に則り公布しなければならない。

#### **第28条 輸出管理分野における法規文書に関する情報**

本連邦法第27条に記載のある法規文書に関する情報は、法規文書の名称、その対象および当該の文書が公布される刊行物に関するものも含め、輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関が、関係するあらゆるロシアの対外経済活動参加者および市民に対し無料でこれを提供する。

### **第V章 輸出管理分野におけるロシア連邦の国際協力**

#### **第29条 輸出管理分野におけるロシア連邦の国際協力の目的と形態**

輸出管理分野におけるロシア連邦の国際協力は、以下の目的において遂行する。

大量破壊兵器、その運搬手段、ならびにその開発技術の拡散防止に係る外国国家との努力および協力の調整。  
安定的かつ安全な国際協力システムの構築の促進。

平等かつ互恵的な基盤における、世界経済へのロシア連邦経済の統合のための好適な諸条件の構築。

商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の国際交流へのロシア連邦の参画、ならびにロシアの対外経済活動参加者による世界ハイテク市場へのアクセス機会の拡充の活発化。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

国際的および国内的な輸出管理メカニズムの完全化、輸出管理分野におけるロシア連邦の法令違反および違反遂行者の特定。

輸出管理分野におけるロシア連邦の国際協力は、国際的な輸出管理体制および国際フォーラムへのロシア連邦の参加、外国国家との対話およびコンサルティングの実施、情報交換、ならびに前記の分野における二国間および多国間を基盤とした共同プログラムおよびその他の施策の実現をもってこれを遂行する。

連邦執行権力機関は、自らの権限の範囲内において、ロシア連邦の法令に定めのある方法に則り、輸出管理分野において、国際機関、国家機関、外国の非政府組織との間における協力を遂行する。

ロシア連邦は、国内的な輸出管理メカニズムの効率的な機能の促進を目的とするロシアの社会団体と外国の非政府組織との間における連絡および交流の発展を促進する。

### **第VI章 輸出管理分野におけるロシア連邦の法令への違反に対する責任**

#### **第30条 輸出管理分野におけるロシア連邦の法令への違反**

輸出管理分野におけるロシア連邦の法令への違反とは、以下のとおりである。

本連邦法第6条および第20条に従い輸出管理が適用される商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の、ライセンスまたは許可を得ない形での遂行。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

本連邦法第6条および第20条に従い輸出管理が適用される商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の遂行に係るライセンスまたは許可の、偽造文書または信頼性を欠く情報を含む文書の提出による取得。（2007年11月29日付連邦法第283-F Z号の文言による）

本連邦法第6条および第20条に従い輸出管理が適用される商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引の遂行に係るライセンスまたは許可の要件および条件への違反。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

輸出管理分野において特別に権限を付与された連邦執行権力機関の指示の不履行または不適切な履行。

輸出管理分野における権限を行使する連邦執行権力機関の職員によるその職務遂行に対する障害の構築。

輸出管理を目的として連邦立法権力機関および連邦執行権力機関から照会を受けた情報の提出の、正当な根拠に基づかない拒否、ならびに故意によるその歪曲または隠匿。

輸出管理目的における商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果（それに対する権利）の対外経済取引に係る所定の記録手順への違反。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

### **第31条 輸出管理分野におけるロシア連邦の法令への違反に対する事業体職員および市民の責任**

輸出管理分野におけるロシア連邦の法令への違反を犯した事業体職員および市民は、ロシア連邦の法令に従い、刑法上、行政上、民法上の責任を負う。

### **第32条 輸出管理分野におけるロシア連邦の法令への違反に対する事業体の責任**

1.（本項は2001年12月30日付連邦法第196-FZ号により失効）

2. 本連邦法第30条第2段落～第4段落に定めのある法律違反であって、ロシア連邦の政治的および経済的な利益、国防および国家安全保障に著しい損害をもたらしたか、もしくは繰り返し遂行された法律違反がある場合、事業体は特定の種類の対外経済活動に従事する権利を、3年を上限として剥奪される場合がある。（2007年11月29日付連邦法第283-FZ号の文言による）

特定の種類の対外経済活動に従事する事業体の権利の剥奪に係る決定は、官庁間輸出管理調整機関の提言に基づきロシア連邦政府がこれを採択する。

### **第33条 連邦執行権力機関およびその職員の決定および作為（不作為）に対する異議申し立て**

輸出管理の遂行にあたっての連邦執行権力機関およびその職員の決定および作為（不作為）に対しては、ロシア連邦の法令に従い裁判所に異議を申し立てることが可能である。

## **第VII章 最終規定**

### **第34条 本連邦法の発効**

1. 本連邦法はその公布日より効力を発する。

2. 自らの法規文書を本連邦法に整合化させることを、ロシア連邦大統領に提案し、また、ロシア連邦政府に委任する。

ロシア連邦大統領

B. エリツィン

モスクワ、クレムリン

1999年7月18日

第183-FZ号